

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004

横浜市中区元浜町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL : 045-222-8270 / FAX : 045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 「持ち帰り残業」の実態と想定されるリスク

◆正社員の5割以上が持ち帰り残業の経験あり

連合総合生活開発研究所（連合総研）が民間企業に勤める社員対象に実施したインターネット調査によると、全体の30.9%、正社員の54.5%が「持ち帰り残業」をしたことがあると回答したことが明らかになりました。

また、勤務時間以外に行った業務・作業について、「メール・電話・SNSの対応」は46.8%、「呼び出しを受けて出勤」は28.5%が、経験があると回答しました。

◆長時間労働者は持ち帰り残業時間も多い

持ち帰り残業を行った時間については、1カ月あたりの平均持ち帰り残業時間数は5.5時間でした。さらに、1週間の実労働時間が50時間以上の長時間労働者の1カ月あたりの平均持ち帰り残業時間数が10時間前後という結果になりました。

最近では、「〇時にオフィスの完全消灯」「〇時にパソコンの強制シャットダウン」等を行うことにより、早く退社するよう呼びかけている企業が増えています。

そのため、会社で働ける時間が減り、やむなく帰宅後や休日に自宅等で仕事をする時間が増えてしまうことが考えられます。

◆持ち帰り残業の“リスク”とは？

持ち帰り残業は、会社以外での仕事となるため就労実態の把握が難しいとされています。2011年に英会話学校講師の女性が自殺した事件で、女性は自宅での長時間の「持ち帰り残業」や上司からの叱責による心理的な負荷が重なり、うつ病を発症していたとして労災が認定されました。

会社は、持ち帰り残業を黙認して自宅での工作中に死傷病等の災害を被った場合に、労災や損害賠償請求のリスクが生じます。もちろん、社員の持ち帰り残業が常態化すれば、長時間労働による健康被害のリスクは高まります。

また、社員がノートパソコンや書類等を自宅に持ち帰る際に、紛失や盗難に遭う可能性もあります。そこに個人情報や企業秘密が含まれていれば情報漏洩のリスクも生じます。

持ち帰り残業には様々なリスクがあるため、発生させないための防止策の検討、部署等での協力や業務の見直しを行うべきでしょう。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARRELの“使命”だと
考えています。

CARRELの5つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて
頂くことが、貴社の成長に
貢献できる近道だと思っ
ております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人
材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約10年
間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。

現在は、社労士業務だけでなく、大学の非常勤講師として就職支援等も担当。



1月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、28年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
〔公共職業安定所〕
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
〔労働基準監督署〕

31日

- ◇ 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出
〔税務署〕
- ◇ 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>〔市区町村〕
- ◇ 固定資産税の償却資産に関する申告
〔市区町村〕
- ◇ 固定資産税に係る住宅用地の申告
〔市区町村〕
- ◇ 個人の都道府県民税・市町村税の納付<第4期分>
〔郵便局または銀行〕
- ◇ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>
〔労働基準監督署〕
- ◇ 健保・厚年保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
- ◇ 健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
〔公共職業安定所〕

2. 「湿度」を管理して冬の快適職場をつくろう！

◆冬季の職場は「乾燥」に要注意

職場環境の快適さは、作業効率や集中力、社員の健康状態にも影響を与えます。この点、冬季は「乾燥（低湿度）」が問題となっている職場が多いようです。

湿度が低いと、鼻・のど・口の粘膜や、目・皮膚が乾燥し、風邪や疲れ目などの健康影響が生じることも懸念されます。

また、インフルエンザウイルスは、低湿度で活性化します。冬季は、職場の乾燥対策にも目を向けることが求められます。

◆職場の温度・湿度管理に関する法律

事務所衛生基準規則（昭和47年法律第57号）において、「空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない。」（第5条）と定められています。

しかし、この基準を満たしていない職場が多いことが従来から指摘されています。

皆さんの職場ではいかがでしょうか。快適な湿度が保たれているか、確認してみてください。

◆職場でできる湿度管理

室内の低湿度対策として思い浮かぶのは加湿器の使用ですが、広い空間ではなかなか効果を実感するのが難しいでしょう。近年は調湿機能付きの空調システムもありますが、導入にはコストもかかります。

現実的には、加湿器を用いながら、マスクの着用によりのどを潤す、適度な保温加湿効果を持つ観葉植物を置くといった対策が有効と言えそうです。

なお、ミストが出るタイプの加湿器は、OA機器に影響を及ぼすこともありますので、注意が必要です。



～ご挨拶～

本年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。来年も皆様にご満足頂けるサービスを心がける所存でございますので、何とぞご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り致します。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。